

大台町国民健康保険税の標準保険税率への引上げについて

1. 趣旨

国民健康保険制度は、平成29年度まで市町村単位で運営してきましたが、市町村間の負担格差や小規模市町村の財政の不安定さ等の問題を抱えており、このような状況を改善し、負担の公平化と財政運営の安定化を図り持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度から、都道府県単位で国保運営をすることとなりました。都道府県は、財政運営や効率的な事業実施等の中心的な役割を担い、市町村は引き続き、資格管理や保険給付、保険税の賦課・徴収、保険事業を実施しています。

新たな制度では、都道府県が市町村へ保険給付に要する費用を全額交付し、市町村は、都道府県が決定する「国民健康保険事業費納付金」を納付するため、都道府県から示される市町村ごとの「標準保険料率」を基に税率を決定し、保険税を賦課・徴収することとなりました。

この度の引き上げは、平成30年度の国保制度改革を背景に、国・三重県が推進する県内の保険料(税)統一に向けた動きと国民健康保険の財政状況を踏まえ、将来にわたって安心して国民健康保険を利用していただけるようにするため、三重県から示された「標準保険料率」へ保険税率を引き上げるものです。

2. 引き上げの背景

(1) 国の動向

国民健康保険制度について、「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定)において、都道府県内の保険税水準の統一を徹底すること等が明記されました。

また、保険料水準統一加速化プラン(第2版)では、次期国保運営方針期間(令和12年度～17年度)を、納付金ベースの統一から完全統一に向けた移行期間とし、具体的には、全国において、次期国保運営方針期間の中間年度(令和15年度)までに完全統一に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度(令和18年度保険税算定)までの移行を目標とすることとなりました。

(2)三重県の動向

保険料水準の統一に向けたロードマップ(令和6年3月、令和7年2月一部改正)において、統一の基本方針として令和11年度までに、一定幅(上下5%)を設けたうえでの標準保険税率への統一を行うこととなりました。

また、国の「保険料水準統一加速化プラン(第2版)」では、全国において令和15年度までに完全統一に移行することを目指すとしたこと等を受けて、三重県における完全統一の目標年度も令和15年度に設定されました。

統一に向けた取組としては、標準保険税率への統一とともに、令和15年度までに全市町の算定方式を3方式(所得割・均等割・平等割)へ統一することとなりました。

(3)町の国民健康保険の財政状況

当町においては、平成30年度の税率引き上げ以降、税率を据え置いて加入者の皆さんの負担軽減を図ってきました。しかし、令和5年度から実質的収支が赤字となり、財源不足に備えて積み立てた基金を取り崩して赤字補てんを行う状況が続いています。

また、当町の実際の保険税率が標準保険税率に満たないと、国保会計の収入と支出のバランスが取れなくなり、赤字拡大の要因となるため、乖離幅を解消し三重県が示す標準保険税率の水準となるよう、早急に税率を見直す必要があります。

3. 国民健康保険税の引き上げの概要

(1)算定方式の変更

大台町の算定方式を4方式(所得割・資産割・均等割・平等割)から、三重県の方針を踏まえ、3方式(所得割・均等割・平等割)に変更を行います。

※資産割のデメリット

- ・他市町村に所有する固定資産は賦課対象とならない
- ・他の医療保険に資産割はない
- ・固定資産以外の資産(動産等)は賦課対象とならない
- ・固定資産税との二重課税がある など

(2)標準保険税率への移行

現行の保険税率を、令和9年度から3か年の期間(令和9年度～令和11年度)で、県が示す令和11年度の標準保険税率まで段階的に引き上げを行います。

(3)具体的な保険税率

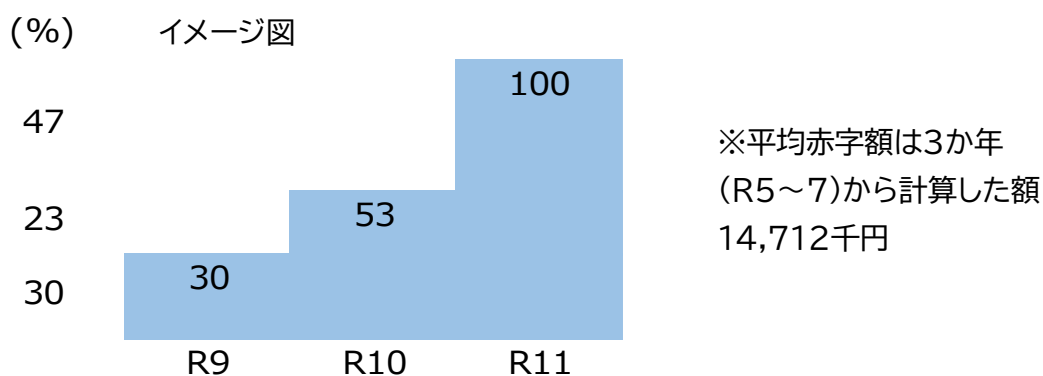
		令和8年度 の保険税率	令和9年度 の保険税率	令和10年度 の保険税率	令和11年度 の保険税率
医療給付分	所得割	5.10%	6.12%	6.62%	7.60%
	資産割	30.00%	21.56%	14.38%	—
	均等割	23,000円	25,800円	28,400円	33,455円
	平等割	21,000円	20,800円	20,400円	19,316円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.00%	2.33%	2.64%	3.24%
	資産割	8.00%	5.74%	3.83%	—
	均等割	7,500円	8,100円	10,100円	14,021円
	平等割	7,500円	8,000円	8,000円	8,098円
介護納付分 (40歳以上 64歳以下)	所得割	1.40%	1.65%	1.94%	2.50%
	資産割	6.00%	4.32%	2.88%	—
	均等割	7,000円	7,400円	9,400円	13,244円
	平等割	5,000円	5,300円	5,700円	6,352円

※令和11年度の保険税率は、三重県が令和7年4月に示した標準保険税率であるため、条例改正作業時に時点修正があれば上記税率から変更を行う場合があります。

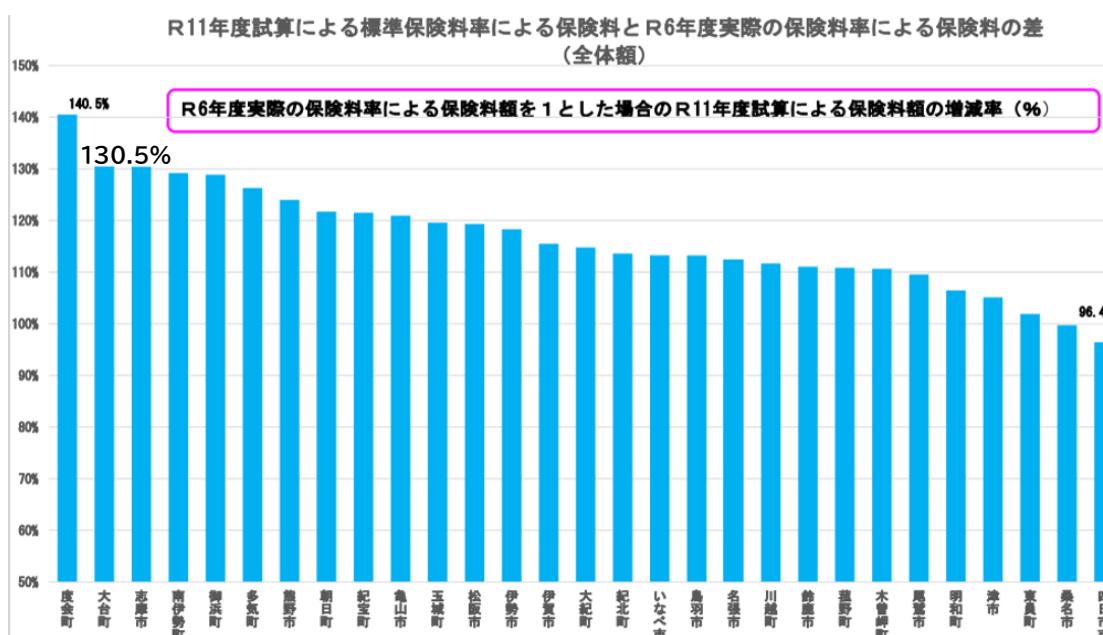
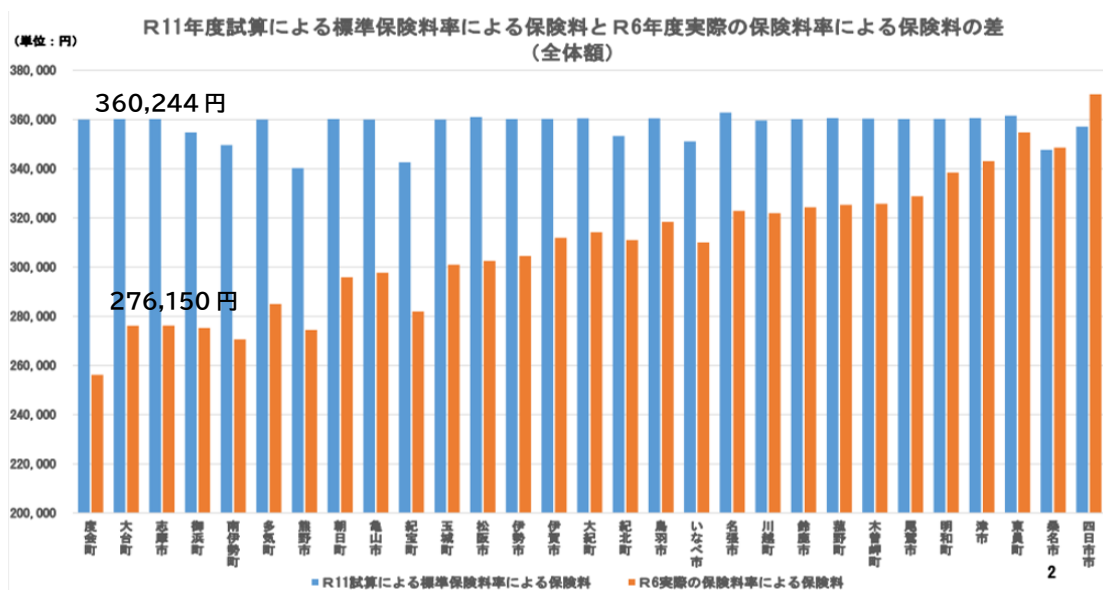
三重県が示す標準保険税率との乖離を単年で解消しようとした場合、急激な保険税率の引き上げとなり、加入者の皆さんの負担が急増してしまいます。

そのため、当町では令和9年度から令和11年度の3年間で段階的に国民健康保険税率を引き上げます。

令和9年度は平均赤字額の解消分だけ税率を引き上げ、その後はおおよそ1:2の割合で引き上げることで、町民負担を極力抑えながら三重県が示す標準保険税率の水準になるよう取り組みます。



4. 令和11年度試算の標準保険料率と実際の保険料率の状況



（出典：令和11年度標準保険料率試算結果説明会資料）

- ※モデルケース(世帯構成の基準総所得金額1,290千円、世帯構成人数3人、均等割の対象人数1人、固定資産税額80千円)における保険税となります。
- ※三重県が示す令和11年度標準保険税360,244円に対して当町の実際の令和6年度保険税は276,150円であり乖離幅の解消が喫緊の課題となっています。
- ※三重県が示す令和11年度標準保険税と当町の実際の令和6年度保険税の乖離は130.5%で、県内でもかなり高くなっています。

5. 所得階級別、世帯人員別平均保険税額の増減額

○令和7年度と令和11年度の比較

所得階級	1世帯当たり平均保険税額(調定額)					
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
未申告世帯	19,547	8,982	177,230	142,299	0	0
0円	3,564	1,749	11,583	17,489	0	0
43万円以下	1,061	-5,661	6,017	8,810	0	0
73.5万円以下	8,450	5,860	32,583	0	0	0
99万円以下	19,944	14,713	44,626	15,382	0	0
104万円以下	23,141	26,618	0	0	0	0
134.5万円以下	37,187	30,421	36,678	67,183	0	0
155万円以下	52,782	35,811	40,639	0	0	0
165万円以下	57,568	37,705	0	0	0	0
195.5万円以下	68,946	54,078	42,367	51,433	0	0
211万円以下	72,493	59,551	69,988	0	0	0
226万円以下	89,610	51,861	116,259	89,026	94,082	0
256.5万円以下	91,832	78,501	110,181	0	0	0
267万円以下	88,250	81,447	0	160,423	0	0
287万円以下	104,213	85,125	87,362	135,757	0	57,821
317.5万円以下	23,818	99,923	0	148,732	0	0
323万円以下	156,363	0	0	0	0	0
348万円以下	85,202	108,041	195,735	0	161,351	0
378.5万円以下	160,290	144,338	200,076	0	0	0
379万円以下	0	0	0	0	0	0
409万円以下	169,207	144,805	114,425	0	0	0
435万円以下	174,863	115,552	158,686	161,260	0	0
439.5万円以下	0	209,738	0	0	0	0
470万円以下	0	189,626	163,849	0	247,217	0
491万円以下	0	186,306	0	205,247	0	0
500.5万円以下	0	0	0	0	0	0
531万円以下	200,092	151,297	0	0	0	0
547万円以下	0	0	0	0	0	0
561.5万円以下	0	0	0	0	0	0
592万円以下	0	204,922	247,864	316,400	0	0
603万円以下	0	193,559	0	0	0	0
622.5万円以下	0	0	276,730	307,127	0	0
653万円以下	179,097	0	0	0	0	0
659万円以下	0	0	0	0	0	0
683.5万円以下	319,285	0	0	0	0	0
714万円以下	0	170,816	0	0	0	0
715万円以下	0	0	0	0	0	0
744.5万円以下	308,117	286,439	0	0	0	0
771万円以下	0	0	235,593	241,578	0	0
775万円以下	0	0	0	0	0	0
805.5万円以下	295,915	0	0	0	0	0
827万円以下	0	0	0	286,807	0	0
836万円以下	0	340,933	0	0	0	0
866.5万円以下	0	0	274,192	0	0	0
883万円以下	0	0	0	0	0	0
897万円以下	0	209,836	0	0	0	0
927.5万円以下	0	0	0	0	0	0
939万円以下	0	0	0	0	0	0
958万円以下	0	0	0	0	0	0
988.5万円以下	0	0	0	0	0	0
995万円以下	0	0	0	0	0	0
1000万円以下	0	0	0	0	0	0
1000万円超	0	0	54,220	0	0	0

※令和7年度の賦課期日(R7.4.1)の状況を基礎データとして試算した結果となります。